

# 平成 21 年度事業計画

## 基本方針

- (1) 「全建改革 - 重点行動計画 - 」も踏まえ、会員のニーズに応え、建設技術水準及び地位の向上等に係る各種施策を積極的に実施する。
- (2) 建設技術者、建設行政機構のあり方について検討を進める。
- (3) I T の一層の活用を図り、特に建設関係施策についての広報、技術者の技術力向上、業務上の諸課題解決及び全建活動の積極的な P R 及び地方協会との連携強化を図る。
- (4) 公益法人制度改革に対応して、新しい法人への移行に向けた準備を進める。
- (5) 公共工物品質確保技術者制度の事業を実施する。

## 事業計画の概要

### 地方公共団体建設行政機構の研究

地方公共団体の建設行政機構について引き続き検討を行い、その特性について整理するとともに適切な対応を図る。

地方公共団体における建設行政機構の研究等に資するため、本年度も建設関係行政機構等の調査を行い、とりまとめ結果を地方協会に提供する。

地方公共団体における建設技術研修の実態を調査し、地方協会に情報提供を行う。

- (1) 地方行財政改革、地方分権等の状況下における地方公共団体の建設行政機構のあり方等について引き続き検討を行い、その特性について整理する。
- (2) 厳しい財政状況下、団塊の世代の大量退職が進む中、地方公共団体の建設行政機構への影響の研究等に資するため、建設行政機構等の調査を行い、とりまとめ結果を地方協会に提供する。
- (3) 発注者の技術の伝承に関する事例をホームページに掲載し、地方協会等の求めに応じて内容を紹介するとともに、地方公共団体における建設技術研修の実態を調査する。
- (4) 公益法人建設技術センタ - 等の実績を当該センタ - の協力のもとにまとめ、地方協会に提供する。また、建設事業の円滑な実施に向け、情報交換等に努める。

### 処遇改善対策

格付状況等の実態について調査・とりまとめを行う。

平成 17 年度にとりまとめを行った建設技術者のあり方、役割等について地方協会等への広報に努める。

### 公共事業の効率化・円滑化及び広報

公共事業の効率的かつ円滑な執行を図るため、広く建設関係施策について、ホームページの活用を図り広報普及に努めるとともに、関連情報等についてメールマガジンによる広報を実施する。また、公共事業の効率化及び円滑化に向けての諸提案を広く募り、その提案について、その都度

対応を図る。

入札・契約制度の改善、建設コストの縮減及び品質の確保、発注者責任、災害・防災、公共事業の効果・評価、積算及び技術開発など、建設事業に係る諸課題については、技術講習会や機関誌「月刊建設」を通じ、会員に周知を図る。

公共事業の効率的かつ円滑な執行に資するため、公共事業の評価や新たな事業手法に関する情報収集等に努め、各地方協会へ提供する。

また、効率的かつ市民ニーズを踏まえた公共施設の整備及び管理を図るため、国・地方公共団体が実施しているNPO等との連携についての情報及び地方公共団体が実施している「公共事業推進に係るイベント」についての情報の収集に努め、各地方協会へ提供する。

### 管理瑕疵事故の研究

管理瑕疵事件については、地方協会からの協議に応じ、必要な助言等の協力を行う。

また、地区連合会が実施する管理瑕疵問題懇談会に対して、助成等を行う。

- (1) 管理瑕疵事件については、地方協会からの協議に応じ、必要な助言等の協力を行う。特に、会員の管理瑕疵事故による刑事事件については、関係地方協会と連携を図り、適切な支援に努める。
- (2) 「公物管理の課題」をテーマとした講習会を佐賀市において実施する。
- (3) 会員の管理瑕疵事故の防止を図るため、地区連合会が実施する管理瑕疵問題懇談会に対し、助成等を行う。
- (4) 「最近の管理瑕疵事故（刑事編）実例集」及び「公共事業及び公共施設にかかわる事故(民事事件)事例集」等の活用を図る。
- (5) 管理瑕疵問題に関する情報と資料の収集を行うとともに、公共事業及び公共施設にかかわる事故(民事事件)事例や管理瑕疵事故（刑事事件）事例の収集に努める。また、民事事件の事例について、追録の発行をする。

### 調査・研究

建設技術者のあり方、建設技術者の人材確保、協会の果たすべき役割等について、引き続き検討を行う。

「官公庁建設関係諸資料調査」、「建設関係機構及び処遇の状況調査」及びその他公共事業の実施に係る調査ほか事業推進に係る諸調査を実施する。

### 研修事業

建設技術講習会を11回、市町村職員対象技術講習会を3回、海外研修を1回実施する。

研修事業への参加促進に向け、各行政機関の長等の理解が得られるよう一層努力する。

建設技術講習会においては、建設行政や建設技術の最新情報を取り上げるとともに、公共事業を巡る諸課題と建設技術者のあり方、入札契約制度改革と公共工事の品質確保、リスク及び危機

管理、環境の保全・建設リサイクルの推進など、喫緊の重要課題について最新の取り組み状況を紹介する。なお、開催地協会の協力のもと、現場研修を実施する。

また、地域の実情を考慮した小規模な研修方式として、市町村職員を対象とし、「公共事業に携わる職員として必要な土木管理技術を学ぶ」をテーマとした技術講習会(3回)を開催する。

また、海外の建設事業や施策を調査視察し、かつ我が国とは異なる自然・歴史・文化等に直接触れる経験等を通して、専門的な技術や知識を習得し総合的な視野を広げ、今後の建設事業の進歩発展に寄与することを目的に、ヨーロッパ公共施設調査を実施する。

#### (1) 研修事業の広報

建設技術講習会・市町村職員対象技術講習会については、国土交通省の「後援」、開催地自治体の「共催・後援」を得られるよう努める。

本会研修事業の目的や内容等の理解を得るため、リーフレットやポスターを作成するとともに、ホームページ・メールマガジンの研修事業に係る情報の広報に努める。

各行政機関の長や地方協会長等に対して所属職員の技術講習会等への参加協力をお願いする。

#### (2) 研修事業の充実等

研修事業の一層の充実を図るため、合同研修委員会を開催し、研修のあり方、研修テーマ、参加促進方策などについて意見交換等を行う。

研修資料について、電子データ化を図りホームページに掲載するなど、その有効活用に努める。

### 文化事業

機関誌「月刊建設」については、建設技術の向上、事業の円滑な推進等に資するため、建設技術関係者に共通する今日的課題を特集テーマとして取り上げるほか、建設技術情報や地域情報等を広く提供する。特に、会員及び地方協会の意見や情報を取り入れるなど、双方向の情報媒体となるよう努める。また、引き続き、「若手技術者向けの記事欄」など若い会員向けの記事のほか、技術資格に関する情報等の充実に努める。

地区連合会及び地方協会が実施する文化事業に対する助成、ビデオ(DVD)の貸出、技術図書、教養・育児図書の割引斡旋等を実施する。

#### (1) 機関誌「月刊建設」

特集については、建設情報等の他に1月号には新春座談会を、また4月号には「会員加入強化月間」として会員の声と「技術資格取得のすすめ」を掲載する。8月号は平成20年度表彰関係の特集とする。

最新の行政情報等をタイムリーに掲載する。

機関誌の掲載資産の有効活用を図るため、特集内容等を全建ホームページへ掲載する。

地区連の頁を活用し地方協会の活動状況や会員の意見等を掲載するとともに、全国の地区編集委員との合同編集委員会を開催し、各地方協会からの意見・提案等を求め反映させる。

## (2) 文化事業助成

地区連合会及び地方協会が実施する文化事業に対して助成を行う。特に、活動が少ない地方協会に対して利用の周知を図る。

## (3) ビデオライブラリー

地方協会の研修や事業活動等を支援するため貸出しを行う。また、ビデオ(DVD)ライブラリーの充実及びホームページ等を活用した広報に努める。

## 表 彰

谷口賞、谷口功労賞、小沢賞、全建功労賞、長期会員及び全建賞の表彰を実施する。各賞の表彰は通常総会時に実施するとともに、機関誌「月刊建設」8月号、冊子「表彰」及びホームページに掲載し顕彰する。

## 組織の強化

地方公共団体に対して協会の理解を得るため、積極的な広報活動を展開する。

また、協会活動の広報及び協会業務の円滑な実施及び本部と地方協会の連携強化に資するため、新メディアの活用を図るとともに、文化事業助成、全建活性化に資する事業に対する全建活性化森基金助成等の利用促進に努める。

ホームページにおいて、建設行政情報及び協会情報の提供を行うとともに、会員の業務に係るQ & Aの利用促進に努める。また、市町村会員の研修機会拡大のため、本会の実施する建設技術講習会への参加促進策の利用を図る。

特別会員については、加入促進や組織化について積極的な広報に努めるとともに、特別会員支会の活動を支援する。

### (1) 組織の充実・強化

協会組織の充実・強化に向け、ホームページの活用やパンフレットの作成による支援を行うとともに、協会への一層の理解を得るため、地方公共団体への広報に努める。

今後とも続くと予想される団塊の世代の大量退職等の状況下にある地方協会組織を充実・強化するため、新規採用職員の加入促進、退職される会員の特別会員への加入促進等に努める。

また、地区連合会等の事務の効率化に資するため、ホームページの活用等について支援するとともに、積極的な広報を行う。

公益法人制度改革に対応して、移行に向けた検討を進める。また、全建会館(仮称)のあり方について引き続き検討を行う。

### (2) 全建活動の推進

地方協会活動の推進を支援するため文化事業の助成等、積極的な協力を行うとともに、全建活性化森基金助成事業を活用して協会活動の活発化を図る。

さらに、50周年記念建設技術研究基金を活用して、若い技術者の技術力向上に資するための事業に助成を行う。

また、ITを活用した、地方協会事務の効率化を図るとともに、広報活動に努める。

(3) 会員サービスの充実

ホームページ・メールマガジンにおいて、建設行政情報及び協会の活動情報を提供する。

会員の業務に係る相談に対応する。

特別会員制度の周知を図るとともに、特別会員支会の活動支援を行い、地方協会と連携し、組織の強化を図る。

賛助会員には全建賞の表彰を行う。

会員に対し技術図書の特典割引制度を行う。また、会員及び会員家族への教養・育児図書、宿泊等の各種割引制度の導入を実施する。

(4) 会員の互助制度等

会員の死亡等への見舞金、災害のあった協会への助成金の支給等を行うとともに、会員の互助に関する地方協会からの協議に応じ、必要な協力を行う。

(5) 全国事務局長会議は、東京都内において開催し、研修と意見交換を行う。

## 出版事業

建設技術者の業務のより一層の効率化、技術力の向上に資するため、業務に関連する最新の行政情報や建設技術に関する図書を発行する。

また、出版事業をとりまく厳しい状況に鑑み、業務に関連する各種図書の需要についてのアンケート調査を実施する。

なお、ホームページ・メールマガジン等において出版物の最新の情報を広報する。

(1) 改訂版

年版改訂図書として、「平成21年災害手帳」及び「2010年全建手帳」を発行する。

また、「改訂版 公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評価の手引き」、「平成21年改訂版わかりやすい土木工事積算」の発行に努める。

(2) 重版

「土木構造物標準設計第1巻、第2巻」他、必要に応じて重版を行う。

## 公共工物品質確保技術者制度事業

公共工事の発注者等を支援し、「公共工物品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(第2の8)」に規定されている「発注関連事務を適切に実施することができる者の活用」の促進を図るため、公共工物品質確保技術者資格試験を実施する。

平成20年度公共工物品質確保技術者資格試験【先行実施】の応募者について、品確技術者( )の試験を実施する。

また、平成21年度公共工物品質確保技術者資格試験として、全国10地区において品確技術者( )の試験を実施する。